

スポーツ振興くじ（第678回～第683回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第157号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成26年2月6日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 河野 一郎

1 スポーツ振興投票の名称

別紙1～6のとおり

2 スポーツ振興投票券の発売期間

別紙1～6のとおり

3 業務を委託する金融機関の名称及び所在地

(1) 楽天銀行株式会社

東京都品川区東品川4丁目12番3号

（ただし、インターネット販売に限る。）

(2) 株式会社ジャパンネット銀行

東京都新宿区西新宿2丁目1番1号

（ただし、インターネット販売に限る。）

(3) 株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

（ただし、インターネット販売に限る。）

4 合致の割合の種類

別紙7のとおり

5 指定試合を実施する期日又は期間

別紙1～6のとおり

6 試合当たり投票種類数

別紙7のとおり

7 指定試合で対戦するサッカーチーム名

別紙1～6のとおり

8 合致の割合の算式において本センターが定める率

別紙7のとおり

9 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

別紙7のとおり

10 その他

発売及び払戻しは全国

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第678回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
平成26年2月15日(土)～同年3月1日(土)
- ・ **指定試合を実施する期日又は期間**
平成26年3月1日(土)及び同年3月2日(日)
- ・ **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) B I G
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (2) B I G 1 0 0 0
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム
 - (3) m i n i B I G
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム
 - (4) t o t o
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム
 - (5) m i n i t o t o A組
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
 - (6) m i n i t o t o B組
以下の対象試合のうち、試合No. ⑥～⑩のサッカーチーム
 - (7) t o t o G O A L 3
以下の対象試合のうち、試合No. ①、③及び④のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
3/1	①	ベガルタ仙台 (仙 台)	アルビレックス新潟 (新 潟)
3/1	②	ヴァンフォーレ甲府 (甲 府)	鹿島アントラーズ (鹿 島)
3/1	③	名古屋グランパス (名 古 屋)	清水エスパルス (清 水)
3/1	④	セレッソ大阪 (C大阪)	サンフレッチェ広島 (広 島)
3/1	⑤	サガン鳥栖 (鳥 栖)	徳島ヴォルティス (徳 島)
3/1	⑥	ガンバ大阪 (G大阪)	浦和レッズ (浦 和)
3/1	⑦	柏レイソル (柏)	F C 東京 (F 東京)
3/2	⑧	横浜F・マリノス (横浜M)	大宮アルディージャ (大 宮)
3/2	⑨	川崎フロンターレ (川 崎)	ヴィッセル神戸 (神 戸)
3/2	⑩	横浜F C (横浜C)	愛媛F C (愛 媛)
3/2	⑪	ジュビロ磐田 (磐 田)	コンサドーレ札幌 (札 幌)
3/2	⑫	ジェフユナイテッド千葉 (千 葉)	栃木S C (栃 木)
3/2	⑬	ファジアーノ岡山 (岡 山)	カターレ富山 (富 山)
3/2	⑭	ロアッソ熊本 (熊 本)	アビスパ福岡 (福 岡)

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第679回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
平成26年3月1日(土)～同年3月8日(土)
- ・ **指定試合を実施する期日又は期間**
平成26年3月8日(土)及び同年3月9日(日)
- ・ **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) B I G
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (2) B I G 1 0 0 0
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム
 - (3) m i n i B I G
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム
 - (4) t o t o
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム
 - (5) m i n i t o t o A組
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
 - (6) m i n i t o t o B組
以下の対象試合のうち、試合No. ⑦～⑪のサッカーチーム
 - (7) t o t o G O A L 3
以下の対象試合のうち、試合No. ③～⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
3/8	①	サンフレッチェ広島 (広 島)	川崎フロンターレ (川 崎)
3/8	②	アルビレックス新潟 (新 潟)	ガンバ大阪 (G大阪)
3/8	③	徳島ヴォルティス (徳 島)	セレッソ大阪 (C大阪)
3/8	④	大宮アルディージャ (大 宮)	名古屋グランパス (名古屋)
3/8	⑤	清水エスパルス (清 水)	横浜F・マリノス (横浜M)
3/8	⑥	F C 東京 (F 東京)	ヴァンフォーレ甲府 (甲 府)
3/8	⑦	ヴィッセル神戸 (神 戸)	柏レイソル (柏)
3/8	⑧	浦和レッズ (浦 和)	サガン鳥栖 (鳥 栖)
3/8	⑨	鹿島アントラーズ (鹿 島)	ベガルタ仙台 (仙 台)
3/9	⑩	栃木S C (栃 木)	横浜F C (横浜C)
3/9	⑪	V・ファーレン長崎 (長 崎)	湘南ベルマーレ (湘 南)
3/9	⑫	カマタマーレ讃岐 (讃 岐)	ジュビロ磐田 (磐 田)
3/9	⑬	愛媛F C (愛 媛)	水戸ホーリーホック (水 戸)
3/9	⑭	ザスパクサツ群馬 (群 馬)	東京ヴェルディ (東京V)

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第680回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
平成26年3月8日(土)～同年3月15日(土)
- ・ **指定試合を実施する期日又は期間**
平成26年3月15日(土)及び同年3月16日(日)
- ・ **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) B I G
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (2) B I G 1 0 0 0
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム
 - (3) m i n i B I G
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム
 - (4) t o t o
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム
 - (5) m i n i t o t o A組
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
 - (6) m i n i t o t o B組
以下の対象試合のうち、試合No. ⑦～⑪のサッカーチーム
 - (7) t o t o G O A L 3
以下の対象試合のうち、試合No. ③～⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
3/15	①	横浜F・マリノス (横浜M)	徳島ヴォルティス (徳島)
3/15	②	ヴァンフォーレ甲府 (甲府)	アルビレックス新潟 (新潟)
3/15	③	サンフレッチェ広島 (広島)	浦和レッズ (浦和)
3/15	④	柏レイソル (柏)	名古屋グランパス (名古屋)
3/15	⑤	サガン鳥栖 (鳥栖)	鹿島アントラーズ (鹿島)
3/15	⑥	セレッソ大阪 (C大阪)	清水エスパルス (清水)
3/15	⑦	川崎フロンターレ (川崎)	大宮アルディージャ (大宮)
3/15	⑧	ベガルタ仙台 (仙台)	ガンバ大阪 (G大阪)
3/15	⑨	ヴィッセル神戸 (神戸)	FC東京 (F東京)
3/16	⑩	東京ヴェルディ (東京V)	ジェフユナイテッド千葉 (千葉)
3/16	⑪	ジュビロ磐田 (磐田)	ロアッソ熊本 (熊本)
3/16	⑫	京都サンガF. C. (京都)	栃木SC (栃木)
3/16	⑬	湘南ベルマーレ (湘南)	コンサドーレ札幌 (札幌)
3/16	⑭	大分トリニータ (大分)	カマタマーレ讃岐 (讃岐)

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第681回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
平成26年3月12日（水）～同年3月19日（水）
- ・ **指定試合を実施する期日又は期間**
平成26年3月19日（水）
- ・ **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) **mini toto A組**
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
 - (2) **totoGOAL3**
以下の対象試合のうち、試合No. ①～③のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
3/19	①	FC東京 (F東京)	鹿島アントラーズ (鹿島)
3/19	②	清水エスパルス (清水)	ベガルタ仙台 (仙台)
3/19	③	ガンバ大阪 (G大阪)	ヴィッセル神戸 (神戸)
3/19	④	柏レイソル (柏)	浦和レッズ (浦和)
3/19	⑤	名古屋グランパス (名古屋)	ヴァンフォーレ甲府 (甲府)

- ・ **スポーツ振興投票の名称**
第682回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**
平成26年3月15日（土）～同年3月22日（土）
- ・ **指定試合を実施する期日又は期間**
平成26年3月22日（土）及び同年3月23日（日）
- ・ **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
 - (1) B I G
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (2) B I G 1 0 0 0
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム
 - (3) m i n i B I G
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤及び⑦～⑩のサッカーチーム
 - (4) t o t o
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム
 - (5) m i n i t o t o A組
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
 - (6) m i n i t o t o B組
以下の対象試合のうち、試合No. ⑦～⑪のサッカーチーム
 - (7) t o t o G O A L 3
以下の対象試合のうち、試合No. ①、④及び⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
3/22	①	V・ファーレン長崎 (長崎)	ジェフユナイテッド千葉 (千葉)
3/23	②	ヴァンフォーレ甲府 (甲府)	横浜F・マリノス (横浜M)
3/23	③	徳島ヴォルティス (徳島)	柏レイソル (柏)
3/23	④	鹿島アントラーズ (鹿島)	セレッソ大阪 (C大阪)
3/23	⑤	名古屋グランパス (名古屋)	ヴィッセル神戸 (神戸)
3/23	⑥	大宮アルディージャ (大宮)	ベガルタ仙台 (仙台)
3/23	⑦	浦和レッズ (浦和)	清水エスパルス (清水)
3/23	⑧	ガンバ大阪 (G大阪)	サンフレッチェ広島 (広島)
3/23	⑨	アルビレックス新潟 (新潟)	サガン鳥栖 (鳥栖)
3/23	⑩	F C 東京 (F東京)	川崎フロンターレ (川崎)
3/22	⑪	横浜F C (横浜C)	モンテディオ山形 (山形)
3/22	⑫	愛媛F C (愛媛)	東京ヴェルディ (東京V)
3/22	⑬	ジュビロ磐田 (磐田)	アビスパ福岡 (福岡)
3/22	⑭	コンサドーレ札幌 (札幌)	ギラヴァンツ北九州 (北九州)

- ・スポーツ振興投票の名称
第683回スポーツ振興くじ
- ・スポーツ振興投票券の発売期間
平成26年3月22日(土)～同年3月29日(土)
- ・指定試合を実施する期日又は期間
平成26年3月29日(土)及び同年3月30日(日)
- ・指定試合で対戦するサッカーチーム名
 - (1) BIG
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
 - (2) BIG1000
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム
 - (3) mini BIG
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑦、⑨及び⑩のサッカーチーム
 - (4) toto
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム
 - (5) mini toto A組
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
 - (6) mini toto B組
以下の対象試合のうち、試合No. ⑥～⑩のサッカーチーム
 - (7) totoGOAL3
以下の対象試合のうち、試合No. ①、④及び⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
3/29	①	ベガルタ仙台 (仙 台)	ヴァンフォーレ甲府 (甲 府)
3/29	②	横浜F・マリノス (横 浜)	鹿島アントラーズ (鹿 島)
3/29	③	サンフレッチェ広島 (広 島)	徳島ヴォルティス (徳 島)
3/29	④	柏レイソル (柏)	大宮アルディージャ (大 宮)
3/29	⑤	ヴィッセル神戸 (神 戸)	浦和レッズ (浦 和)
3/29	⑥	セレッソ大阪 (C大阪)	アルビレックス新潟 (新 潟)
3/29	⑦	清水エスパルス (清 水)	FC東京 (F東京)
3/29	⑧	サガン鳥栖 (鳥 栖)	ガンバ大阪 (G大阪)
3/30	⑨	栃木SC (栃 木)	ジュビロ磐田 (磐 田)
3/30	⑩	アビスパ福岡 (福 岡)	横浜FC (横 浜)
3/30	⑪	ファジアーノ岡山 (岡 山)	大分トリニータ (大 分)
3/30	⑫	ジェフユナイテッド千葉 (千 葉)	ロアッソ熊本 (熊 本)
3/30	⑬	京都サンガF. C. (京 都)	コンサドーレ札幌 (札 幌)
3/30	⑭	ザスパクサツ群馬 (群 馬)	カターレ富山 (富 山)

・合致の割合の種類

開催された指定試合に対するそれぞれの投票とその指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) B I G (ビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (14) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数 (14) から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数 (14) から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 5等 開催試合結果数 (14) から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 6等 開催試合結果数 (14) から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(2) B I G 1 0 0 0 (ビッグセン)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (11) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数 (11) から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数 (11) から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(3) m i n i B I G (ミニビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (9) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数 (9) から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(4) t o t o (トト)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (13) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数 (13) から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

(5) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)

- 1等 10割

(6) m i n i t o t o B組 (ミニトト ビークミ)

- 1等 10割

(7) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数 (6) から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・試合当たり投票種類数

(1) B I G

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) B I G 1 0 0 0

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(3) m i n i B I G

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(4) t o t o

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(5) m i n i t o t o A組

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(6) m i n i t o t o B組

- 1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(7) t o t o G O A L 3

- 1試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G

1等	25分の19
2等	100分の9
3等	50分の1
4等	25分の1
5等	25分の1
6等	20分の1

(2) B I G 1 0 0 0

1等	5分の3
2等	20分の3
3等	20分の3
4等	10分の1

(3) m i n i B I G

1等	2分の1
2等	5分の1
3等	10分の3

(4) t o t o

1等	10分の7
2等	20分の3
3等	20分の3

(5) m i n i t o t o A組

1等	1分の1
----	------

(6) m i n i t o t o B組

1等	1分の1
----	------

(7) t o t o G O A L 3

1等	5分の3
2等	5分の2

・1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

(1) B I G

一口300円に対し、3億円（加算金のあるときにあっては、6億円）

(2) B I G 1 0 0 0

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(3) m i n i B I G

一口200円に対し、2億円（加算金のあるときにあっては、4億円）

(4) t o t o

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(5) m i n i t o t o A組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(6) m i n i t o t o B組

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）

(7) t o t o G O A L 3

一口100円に対し、1億円（加算金のあるときにあっては、2億円）